

東根市公益文化施設整備 基本構想・基本計画

**平成25年2月
山形県東根市**

東根市公益文化施設整備 基本構想・基本計画 目次

I 基本構想

1. 公益文化施設整備の背景.....	1
(1) 公益文化施設整備の背景	
(2) 基本構想の位置づけ	
2. 図書館及び芸術文化を取り巻く現状と課題.....	2
(1) 図書館を取り巻く現状と課題	
(2) 芸術文化を取り巻く現状と課題	
3. 公益文化施設整備の基本理念と基本方針.....	2
3-1 公益文化施設全体.....	2
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
(3) 施設構成	
3-2 新図書館.....	3
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
3-3 美術館（市民ギャラリー）.....	5
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
3-4 市民活動支援センター.....	6
(1) 基本理念	
(2) 基本方針	
4. 事業実施手法の考え方.....	6
5. 基本構想体系図.....	7

II 基本計画

1. 基本計画策定の方針.....	8
(1) 基本計画策定の趣旨	
(2) 整備場所	
(3) 施設規模と概要	
2. 新図書館整備計画.....	9
(1) 機能とサービス	
(2) 主な施設と設備	

(3) 管理運営	
(4) さくらんぼ図書館の利活用について	
3. 美術館（市民ギャラリー）整備計画.....	18
(1) 機能とサービス	
(2) 主な施設と設備	
(3) 管理運営	
(4) 東の杜資料館について	
4. 市民活動支援センター整備計画.....	23
(1) 機能とサービス	
(2) 主な施設と設備	
(3) 管理運営	
5. 附帯施設の整備計画.....	25
(1) 屋外スペース	
(2) 駐車場・駐輪場	
(3) カフェ	
6. 都市公園等の整備計画.....	26
7. 施設整備に関する基本的な考え方.....	26
(1) まちの景観に調和したデザインの採用	
(2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン	
(3) 耐震性の確保と災害時の対応	
(4) 環境への配慮、省資源・省エネルギーへの対応	
(5) 雪に配慮した施設づくり	
8. 各施設の連携.....	27
(1) 図書館・美術館（市民ギャラリー）の連携	
(2) 学校との連携	
9. 事業実施の手法とスケジュール.....	28
(1) 事業実施の手法	
(2) スケジュール	
10. 東根市公益文化施設位置図.....	29

I 基本構想

I 基本構想

1. 公益文化施設整備の背景

(1) 公益文化施設整備の背景

東根市では、昭和 48 年に「東根市総合計画」、昭和 62 年に「未来にはばたく産業文化都市」を掲げた第 2 次東根市総合計画、平成 12 年に「快適空間ーやすらぎと交流のまち」を掲げた第 3 次東根市総合計画を策定し、それぞれ時代の要請に応じたまちづくりを行ってきました。

この間、区画整理事業をはじめとする定住人口の増加施策、中心市街地形成による魅力ある都心づくり、高速交通網や公園、下水道などの都市基盤整備、工業団地の造成や企業立地、生産性の高い農業などの産業基盤強化、交流人口の拡大施策などに取り組んできました。

一方、図書館については、JR さくらんぼ東根駅の開業に合わせて、平成 11 年 12 月に開館し、これまで市民の身近な図書館として利用されてきました。

また、市内の芸術団体においては、現在、東の杜資料館やさくらんぼタントクルセンターなどを活用して、芸術文化活動が活発に行われています。

このような中、「しあわせつくる学びと交流のまち」を掲げて平成 22 年に策定した第 4 次東根市総合計画において、特に重点とする施策を体系化した主要プロジェクト「元気ひがしねレベルアッププレミアム 8」の一つに、「公益文化施設整備プロジェクト」を掲げ、公益文化施設の整備を平成 32 年までの計画期間における主要施策に打ち出しています。

市では、平成 24 年 5 月、望ましい文化施設の機能やサービス、管理運営のあり方などについて検討していただく市民検討委員会を立ち上げ、公益文化施設の整備に具体的に取り組み始めました。

この基本構想並びに基本計画策定においては、市民検討委員会からの報告及び市民の意見を十分に尊重し、市民待望の公益文化施設を整備することで、市民がしあわせを実感し、将来に夢と希望を抱き、いきいきと充実した生活を営むことができるよう目指していきます。

(2) 基本構想の位置づけ

東根市公益文化施設整備基本構想は、図書館・美術館（市民ギャラリー）整備に係る市民検討委員会の検討経過や市民ニーズを踏まえて基本となる指針をまとめ、公益文化施設のあり方を明らかにするものです。

さらに、この基本構想は、併せて策定する基本計画や今後の事業進行において、より具体化する際の拠りどころとなるものです。

2. 図書館及び芸術文化を取り巻く現状と課題

(1) 図書館を取り巻く現状と課題

東根市さくらんぼ図書館は、駅にあるという全国的にも珍しい図書館であることから、駅を利用する方にとって利便性が高く、図書の貸出を目的とした来館者以外の利用者も多いなど、ユニークな使われ方がされています。しかし、図書館スペースは狭あいで、所蔵数は44,804点(平成24年3月31日現在)と同規模自治体に比べて極めて少ない状況にあります。そのため、東根市の人口規模に相応した蔵書数・閲覧スペースを備え、市民が満足できる図書館の整備が待ち望まれています。

運営面においては、平成22年4月から管理・運営を指定管理者に移行し、開館時間の延長やサービスの充実など、民間による柔軟な図書館運営を行っています。

今日の図書館では、地域の情報拠点として地域づくりを支援する機能や、課題解決のための調査・相談に応じるレファレンスサービス、学校や公民館等と連携し協力することなども重要な役割となっているほか、インターネットの普及や電子書籍の台頭など時代の変化に対応したサービスが求められています。

(2) 芸術文化を取り巻く現状と課題

東根市では、多くの団体が市芸術文化協議会に加盟し、1,300人を超える会員が活動しているなど、市民による多種多様な内容の芸術文化活動が行われています。

現在、東根市には、絵画や書などを展示する専用の施設がないことから、東の杜資料館やさくらんぼタントクルセンターなどを活用しながら、創作活動の成果を発表しています。

市民からは、長い間、芸術文化環境の整備が求められてきた状況にあり、展示設備の整った施設の整備が待ち望まれています。

3. 公益文化施設整備の基本理念と基本方針

3-1 公益文化施設全体

(1) 基本理念

図書館と美術館(市民ギャラリー)を基本とした公益文化施設として、相乗効果を図りながら両機能が互いに発展しあうことを期待し、市民憲章に掲げる『香り高い文化のまち』を実現できるよう、次の基本理念を掲げます。

集い、学び、創造する 情報と芸術文化の交流拠点

(2) 基本方針

基本理念の実現を図るため、公益文化施設が単なる図書館、美術館（市民ギャラリー）にとどまらず、より多くの市民が集い、中心市街地の賑わいを創出し、交流が生まれる施設となるよう、次の基本方針を掲げます。

- ① 図書館と美術館（市民ギャラリー）の機能を併せもつ複合施設の特徴を活かし、市民の情報及び芸術文化の拠点としての役割を発揮する。
- ② まちの景観に配慮しながら、市の顔にふさわしい空間となるよう、緑豊かな都市公園と一体的に『学び・憩いの空間』を創出する。

(3) 施設構成

公益文化施設は、図書館、市民ギャラリーを含む美術館、市民活動支援センターから成る複合施設とし、都市公園と一体的に整備します。

3-2 新図書館

(1) 基本理念

市民の知の杜 市民や地域を支える情報拠点

(2) 基本方針

基本理念の実現を図るため、東根らしい魅力ある図書館を目指し、以下の4点が特色となるよう、次の基本方針を掲げます。

① 豊富な図書資料を備え、知的好奇心を満たし、生活に役立つ図書館

図書館には、特定の本を探して読む使い方のほか、読みたい分野に関する本の中から選び出す楽しみ方、好奇心の赴くまま自由に本を手取る楽しみ方など、多様な使い方があります。

このため、幅広い分野の豊富な図書資料を備え、子どもから高齢者までが生涯にわたって利用でき、市民の知的好奇心を満たすことができる図書館を整備します。

市民が心豊かに日常生活を送るために役立つ趣味や暮らし、健康などの生活に密着した情報や資料を充実させ、市民の生活や文化、教育の向上に寄与します。

②子どもが集い、青少年にも魅力ある図書館

東根市は、「子育てするなら東根市」を標榜し、さまざまな子育て支援施策を展開しながら、子育て世代に魅力あるまちづくりを目指しています。

新図書館では、子どもから高齢者まですべての市民が楽しめ、くつろげる図書館づくりを目指します。特に、将来の東根市を担う子どもたちに知的冒険の場を提供し、本との出会いを通じて心の成長を支援します。子どもたちが楽しく集い、親も一緒に楽しめる親子にとって心地よい図書館を目指します。

また、中高生を中心とする若い世代は、読書離れが著しい半面、最も多感で読書から多くのものを吸収できる世代です。新図書館では、ヤングアダルト（YA）資料の収集と提供に重点を置き、この世代に人気のある本や、若いときに読んでほしい名作、生き方や進路に悩んだときに参考となる本などを揃え、次代の東根市を担う若者が人生をより深く生きる力を身につけることに寄与します。

③時代の変化に対応できる持続可能な図書館

利用者の図書館に対する要望は時代とともに変化し、図書館に関する情報技術も確実に進歩します。特に電子書籍やAV資料（視聴覚資料）、基幹となる図書館システムに関する情報技術の進歩はめざましく、こうした変化に柔軟に対応できることが必要となります。

また、多彩な企画事業の展開など、求められる図書館サービスの展開も時代とともに変化します。

新図書館では、長く最適な図書館サービスを継続していくために、将来起こる技術革新や時代の変化に対応できるよう配慮した図書館を整備します。

④東根らしさをもった図書館

図書館には、地域の情報を収集、蓄積、提供するという重要な情報センターとしての役割があります。

地域の情報拠点として、東根の歴史、行政、文化、産業、観光などの歴史的価値のある資料・情報や、さくらんぼや大ケヤキなど東根が全国に誇れるものに関する資料・情報、地域イベントなどの身近な情報などを収集・提供するほか、図書館イベントの開催や子育て支援関連など本市の特徴を活かした蔵書構築などにより、東根らしさをもった特色ある図書館を整備します。

3-3 美術館（市民ギャラリー）

（1）基本理念

市民利用のギャラリーを基本とした芸術文化活動拠点

（2）基本方針

基本理念の実現を図るため、市民が使いやすい美術館（市民ギャラリー）を目指し、次の基本方針を掲げます。

①市民の芸術文化活動の拠点となる美術館（市民ギャラリー）

東根市では、これまでも芸術文化協議会会員による芸術文化活動が盛んに展開されてきているほか、個人によるさまざまな芸術文化活動も見られます。

こうした活動が、今後、東の杜資料館や地域の公民館などの生涯学習施設との連携を図りながら、市民の芸術文化活動が新しい美術館（市民ギャラリー）を中心により活発に行われ、発表や鑑賞、創作のあらゆる面において活動の拠点としての役割を担う施設を目指します。

②発表・鑑賞・創作から文化を創造する美術館（市民ギャラリー）

美術館（市民ギャラリー）の整備により、自らの作品を発表したり、優れた芸術作品を鑑賞したり、自らが参加して絵を描き又は作品をつくるなどの創作活動が活発に行われ、芸術文化に触れる機会が大幅に増加することが期待できます。

これにより、市民の創造的な感性が養われ、芸術をより身近に感じられるようになることが可能となります。市民が新たな発見や感動を通じて、芸術に対する意欲を高めることができる施設を目指します。

③光や映像、音楽などさまざまなジャンルの作品が展示でき、時代に対応した美術館（市民ギャラリー）

現代の芸術作品のスタイルはさまざまで、インスタレーション（空間芸術）などの展示も増えているほか、若い世代を中心に光や映像、音楽などを使った作品も多くあります。

これらのデジタル作品なども含めたさまざまなジャンルの作品を発表・鑑賞できるように配慮し、枠にとらわれない自由な芸術に触れる機会を広げます。

3-4 市民活動支援センター

(1) 基本理念

団体活動の情報拠点

(2) 基本方針

基本理念の実現を図るため、団体活動をサポートする市民活動支援センターを目指し、次の基本方針を掲げます。

①活力ある団体活動を推進する市民活動支援センター

図書館、美術館（市民ギャラリー）の整備に伴い、芸術活動団体やボランティア団体、NPO法人などの活動がより活発に行われることが期待されます。

市民活動支援センターのホームページを開設して市民団体の情報発信をサポートすること、団体同士の情報交換や交流の場を提供することなどで、市民活動が一層盛んに行われるよう支援します。

4. 事業実施手法の考え方

図書館、美術館（市民ギャラリー）、市民活動支援センターは、市民が身近に利用する施設であるため、満足度の高いサービスが求められます。

事業の実施にあたっては、高い技術的能力及び経営能力を有した民間活力を導入し、運営・維持管理を担う事業者が、設計段階から参画でき、効果的な運営・維持管理が期待できるPFI手法を念頭に置き、事業を進めます。

基本構想体系図

【公益文化施設全体】

(1) 基本理念

集い、学び、創造する 情報と芸術文化の交流拠点

(2) 基本方針

- ①図書館と美術館（市民ギャラリー）の機能を併せもつ複合施設の特徴を活かし、市民の情報及び芸術文化の拠点としての役割を発揮する。
- ②まちの景観に配慮しながら、市の顔にふさわしい空間となるよう、緑豊かな都市公園と一体的に『学び・憩いの空間』を創出する。

【図書館】

(1) 基本理念

市民の知の杜 市民や地域を支える情報拠点

(2) 基本方針

- ①豊富な図書資料を備え、知的好奇心を満たし、生活に役立つ図書館
- ②子どもが集い、青少年にも魅力ある図書館
- ③時代の変化に対応できる持続可能な図書館
- ④東根らしさをもった図書館

【美術館（市民ギャラリー）】

(1) 基本理念

市民利用のギャラリーを基本とした芸術文化活動拠点

(2) 基本方針

- ①市民の芸術文化活動の拠点となる美術館（市民ギャラリー）
- ②発表・鑑賞・創作から文化を創造する美術館（市民ギャラリー）
- ③光や映像、音楽などさまざまなジャンルの作品が展示でき、時代に対応した美術館（市民ギャラリー）

【市民活動支援センター】

(1) 基本理念

団体活動の情報拠点

(2) 基本方針

- ①活力ある団体活動を推進する市民活動支援センター

《事業実施手法の考え方》

満足度の高いサービスを提供するため民間活力を導入します。
効果的な運営・維持管理が期待できるPFI手法を念頭に置き、事業を進めます。

II 基本計画

Ⅱ 基本計画

1. 基本計画策定の方針

(1) 基本計画策定の趣旨

この基本計画では、基本構想の内容をより具体的な形で示すもので、図書館、美術館（市民ギャラリー）、市民活動支援センターの機能やサービス、管理運営などに関し、数値や指針をあげながら、市が整備する施設水準に反映させるための計画として位置づけます。

(2) 整備場所

市役所南側約2.2ha（東根市中央南一丁目7-3の一部）に公益文化施設と都市公園等を整備します。

(3) 施設規模と概要

公益文化施設（以下の①～③）の総延床面積を約4,000㎡（エントランスや廊下などの共用部分を含む。）とし、各施設ごとの面積は求める機能に応じて柔軟に決定するものとします。

以下に示す面積は、共用部分を除いた各施設の主要な機能の面積を表します。

①図書館

本市の規模にふさわしい豊富な資料を備え、利用者が親しみやすく使いやすい図書館を整備します。

蔵書数20万冊規模を有する面積とします。（開館当初は12万冊）

うち開架約10万冊、閉架約10万冊

②美術館（市民ギャラリー）

市民等が、作品を発表・鑑賞・創作できる美術館（市民ギャラリー）を整備します。

市民ギャラリー（主に市民展示・企画展） 約400㎡

特別展示室（主に所蔵作品展・企画展） 約200㎡

そのほか、アトリエ、収蔵庫などを併せて整備します。

③市民活動支援センター

芸術活動団体やボランティア団体、NPO法人などの市民団体活動を支援する市民活動支援センターを設置し、団体の情報発信機能をサポートするほか、

団体の情報交換や交流の場を整備します。

延床面積 約250㎡

④都市公園等

敷地面積から想定建物面積を除いた約18,000㎡には、都市公園（約7,300㎡）、駐車場、駐輪場、緑地などを整備します。

公益文化施設との一体性を重視した学びの空間を演出し、市の中心市街地を訪れた人々に憩いの場を提供できるよう、緑あふれる空間とします。

2. 新図書館整備計画

(1) 機能とサービス

①閲覧、貸出サービス

ア 豊富な資料の計画的整備

20万冊の資料を備え、利用者が資料を探しやすく選びやすいよう、図書をわかりやすく配置します。

また、落ち着いて読書や学習ができる空間づくりは、来館者に提供できる最上のサービスです。必要な静寂、心地よい家具などを取り入れ、ゆったりとした雰囲気の中で読書が楽しめるような閲覧スペースを設けます。

また、開館後においても、継続して資料の充実を図ります。

イ すべての市民に対応した図書資料の提供

図書館の利用者は、乳幼児、児童、青少年、社会人、高齢者など広範囲であり、性別、年代、職業、趣味、関心など実にさまざまで、求める資料もまた多種多様です。子どもから高齢者まで利用者個々の求めに応じた資料・情報の収集と提供を行いながら、質と量の両面から整備を図ります。

また、体の不自由な利用者にも利用しやすい施設となるよう配慮し、点字資料や大活字本などの資料収集、対面朗読サービスなどのほか、利用案内やレファレンスサービスなどにおいても最適なサービスの提供に努めます。

ウ ICタグ・自動貸出機・ICゲートの導入

ICタグを採用し、あわせて自動貸出機、ICゲート（図書紛失防止装置）を導入します。これにより、カウンターに並ばずに貸出手続きができるほか、複数冊同時貸出による迅速で簡便な貸出手続き、貸出手続きにおけるプライバシーの保護、貴重な図書資料の保護など、新しい図書館にふさわしいサービスを提供します。

エ 多様なツールを活かした情報収集への支援

自宅や職場におけるインターネット環境がある程度充足された今日においても、図書館におけるインターネットによる情報収集は今なおニーズがあることから、インターネット環境を整備します。

また、特定分野の調べものに用いるライセンス（使用するために必要な許可）が必要なサイトや過去の新聞記事などのデータベース閲覧など、自宅や職場から簡単には閲覧できないインターネット上の資料を見られるように環境を整備し、情報収集への支援を行います。

インターネットの普及により、自宅や携帯電話などから図書館システムにアクセスできる人が多い状況であることから、新図書館では、ホームページからの貸出予約サービス、OPAC（オンライン蔵書目録）検索システムの利用、電子メールによるレファレンスサービスなど、ホームページを活用した非来館型サービスを充実します。

オ 電子書籍の導入

現代のICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）関連技術の進歩は目覚ましく、これからの図書館においては、電子書籍は不可欠なものとなります。現在公共図書館で提供されている電子書籍のコンテンツ（情報内容）の数はあまり多くなく、図書館での閲覧や貸出手段としての電子書籍の活用は著作権や流通などの課題がありますが、近い将来、急速に進展することは必至の状況にあります。

今後、新図書館が持続可能な図書館として最良のサービスを提供するため、電子書籍を閲覧・貸出できる体制を整えつつ、コンテンツについては、時代の要請に応じた数量を確保しながら、最新のサービスを提供します。

電子書籍の閲覧は、タブレット型端末（タッチパネルを搭載した指で操作する携帯情報機器）を用いて、館内のどこでも見られるようにするほか、今後登場するであろう新たなデバイス（機器）も視野に入れて整備を図ります。

カ 利用困難者への対応

すべての市民が平等に図書館を利用できるようにするため、自分たちだけでは新図書館に行くことが困難な地域の子どもや高齢者が本を借りることができるように、市内小中学校や児童福祉施設と連携を図りながら、直接図書館に足を運ばなくとも本の貸出と返却ができるシステムを構築します。

現在、さくらんぼ図書館で実施している高齢者や障がい者、怪我などにより一時的に図書館に来館できない方などを対象とした図書宅配サービスは新図書館においても継続し、来館が困難な地域の方の利用にも配慮します。

②学校支援

学校図書館は、児童生徒にとって最も身近に本と接する場であり、情報・学習センターとしての機能を併せもっています。新図書館整備を契機に、学校支援サービスを一層充実し、東根市子ども読書活動推進計画に合わせて子どもたちの読書活動を支援します。

また、学校への団体貸出やブックトーク（一定のテーマで本を紹介し、それらの本の面白さを伝えること）など、現在さくらんぼ図書館で行っているサービスは新図書館でも継続して実施し、公共図書館としての機能を活かして引き続き学校支援の充実を図ります。

③他の公共図書館等とのネットワーク

利用者が求める資料を図書館内で得られない場合、図書資料を購入したり、他の図書館から借り受けして応えるリクエストサービスがあります。できる限り利用者の求めに応えられるよう、図書館ネットワーク網を駆使して、県立図書館、他市町村立図書館、大学図書館、さらには国立国会図書館などとのネットワークを構築し、連携を図ります。

④レファレンス（調査・相談）

図書館には、図書や新聞、雑誌などのさまざまな資料、インターネット上の多様な情報源等、あらゆる資料や情報を分類、整理、保管し、利用者が学習、研究、調査などに必要な情報や資料を求めた場合に、これを検索、提供、回答するレファレンスサービスがあります。

新図書館では、こうした市民や地域の課題解決や、広範な視点からの情報を提供するレファレンス機能の充実に努めていきます。

そのためには、基礎となる豊富な資料を整理し、これを最大限活用できる専門的な知識をもった職員を継続的に配置する体制をつくります。

⑤地域の情報センターとしての役割と郷土資料の収集保存

図書館には、地域の情報を収集、蓄積、提供するという重要な情報センターとしての役割があります。

まちづくりは、その場所がどのような歴史や文化自然環境におかれているかを学習することから始まりますが、東根市の将来を築くにはまず東根市のことを知る必要があります。こうしたまちづくり、郷土づくりに必要となる東根市に関する地域資料を、歴史、行政、文化、産業、観光等分野を問わず、広範な資料の収集に力を入れ、資料のデータベース化（資料の収集と整理）を図り、

これをインターネット等により発信・提供できるよう進めていきます。

また、郷土資料には古文書、古記録、古絵地図、古写真、フィルムなどがあり、その状態や特性から、自由な閲覧や利活用が困難な状況にあります。これら資料の利活用と保存のため、郷土資料のデジタル化を進めていきます。

東根市には、生産量日本一のさくらんぼ、樹齢1,500年以上といわれる国指定特別天然記念物「東根の大ケヤキ」など、全国に誇れる地域資源があります。また、東根市にゆかりの深い歴史上の人物、近年の著名人、関連するイベント、友好都市等、東根市の魅力を内外にアピールする広範な資料の収集・提供に努め、東根らしさを醸成します。

さらに、地域公民館と連携を図りながら、東根市内で行われる団体、個人、会社等で行われている公開行事などを把握し、それらが発行している機関紙、パンフレット、チラシ等をタイムリーに収集・提供し、まちづくりや地域活性化のための情報活動の支援を行います。

(2) 主な施設と設備

①開架スペース

図書館の所蔵目標数20万冊のうち、約10万冊を開架スペースに配架します。東根市の新図書館の特色として児童コーナーとティーンズコーナーの充実を図ります。

静かな環境で読書や調べものをしたい利用者向けのエリアや、小さな子どもを連れていても気兼ねなく利用できるエリアなど、開架スペースを用途や利用者に応じて効率的に配置し、それぞれのゾーンが相互に快適となるよう配慮します。

ゾーンに応じた机やソファ、イスなどを配置し、すべての利用者が心地よく過ごせる空間を確保します。

一般利用者向けの閲覧席を約100席程度配置します。

日差しによる図書の退化を防ぐ工夫をします。

ア 一般図書コーナー

- ・さまざまなジャンルの図書を配架し、多様な市民のニーズに対応します。
- ・一般図書コーナーの規模は、約7万冊から7万5千冊程度（一般、青少年、郷土、参考などの各資料含む）の蔵書を想定します。
- ・小型のソファやイスを随所に配置し、利便性を高めます。
- ・閲覧スペースでは足音が気にならないよう配慮された床とします。
- ・図書館内に無線LAN環境を整備し、館内のどこでもタブレット型端末を利用して電子書籍の閲覧やインターネット閲覧ができるようにします。

イ 児童コーナー

- ・子どもたちが本の楽しさに出会い、自ら考え、学ぶ力を養うことができるよう、東根市の子育て支援の一翼を担う児童コーナーを整備します。
- ・児童コーナーの規模は、約2万5千冊から3万冊程度の児童図書を想定します。
- ・ある程度にぎやかな空間となってしまうことが考えられ、他のスペースへの影響が極力小さくなるよう配慮した空間構成や配置を行います。
- ・親子が一緒に図書に親しめる空間を確保します。
- ・子どもにとって親しみのある、楽しいスペースとなるよう、明るさ、温かい雰囲気、カラーデザインなどに配慮します。
- ・おはなし会の開催や、気兼ねなく声を出して読み聞かせができるおはなしの部屋を設置します。
- ・おはなしの部屋は、子どもの興味をそそるつくり心がけます。
- ・近くに子ども用トイレ、手洗い場とおむつ交換スペースのある授乳室を設置します。

ウ ティーンズコーナー（青少年を中心としたコーナー）

- ・感受性豊かな時期である中高生を中心とした青少年を対象とし、読書離れが著しいといわれるこの世代がたくさん集まる図書館を目指します。
- ・ヤングアダルト（YA）資料の収集と提供に重点を置き、この世代に人気のある本や若いときに読んでほしい名作、生き方や進路に悩んだときに参考になる本などを揃え、将来の東根市を担う若者のオアシスとなるよう目指します。
- ・中高生向けの図書や雑誌などを充実させることで、この世代にとって魅力ある図書館となることを新図書館の特色の一つにします。

エ ブラウジングコーナー（新聞・雑誌の閲覧コーナー）

- ・趣味や娯楽、生活関連の雑誌や一般新聞を配架します。
- ・新聞、雑誌を約100種程度配架します。
- ・新聞を広げられる大きめの机や、くつろげるソファを配置するなど、必要な設備を整え、静かな環境を求める利用者に配慮し、ゆったりとした雰囲気の中で新聞や雑誌を読むことができる閲覧席を配置します。

オ 視聴覚コーナー

- ・CD、DVD、BD（ブルーレイディスク）などを配架します。
- ・すでに視聴覚資料は専用機器ではなくパソコンで閲覧する状況にあるほか、

雑誌などの電子化が進み、今後電子資料が普及することを視野に入れて整備します。

- ・視聴スペースは、将来的な情報技術の変化に柔軟に対応し、スペースを有効に活用できるよう、家具と一体化された専用ブースは設けず、プライバシーの保護や利用者にあったスペースを3席程度整備します。

カ レファレンス資料コーナーと郷土資料コーナー

- ・レファレンス資料と郷土資料を配架できるスペースを確保します。
- ・地図等大きな資料を広げられるテーブルを設置します。
- ・職員による案内と援助がしやすい位置に配置します。

キ インターネットコーナー

- ・インターネット閲覧席を5席程度確保します。
- ・コーナーのレイアウトや対応機器については、将来を見据え、時代の変化に対応できるよう配慮します。
- ・個人が持参したパソコンでもインターネットを利用できる無線LAN環境の設備と電源を備えます。
- ・タブレット型端末によるインターネット閲覧は、館内のどこでもできるようにします。

ク 対面朗読室

- ・防音対策を施した対面朗読室を配置します。ボランティア団体が行っている「声の広報」などの録音に対応した録音機器を備えます。

②閉架書庫

約10万冊の資料を収納できる閉架書庫を整備します。

遮光・換気に配慮し、収容力の高い集密書架を導入します。運用方法によっては、固定書架と併用することも検討します。

③学習スペース

閲覧席は、本来、図書館の資料を閲覧するためのものですが、一般利用者向けの閲覧席と学習室が分離されていない図書館では、学生たちが自主学習するために閲覧席を利用している現状にあります。

子どもから大人まで、静かな学習空間を提供するのも図書館の役割の一つと考え、図書館に親しんでもらうことにもつながることから、学生たちが学習できるスペースを確保するとともに、一般利用者向けの閲覧席を確保するためにも独立

した学習室を設置します。

学習席は、限られたスペースをより多くの利用者が利用できるよう、一人ずつ区切られた席とします。

市内小中学校における調べもの学習などで活用することも想定します。

パソコンを持ち込んでの学習にも対応できるよう、無線LAN環境と電源も整備しますが、キー操作音が他の利用者に迷惑とならないようレイアウトに配慮します。

通常の学習席を約40席、パソコンが使用可能な学習席を約10席程度整備します。

④事務・作業スペース

職員事務室のほか、作業スペース、打ち合わせスペース、ボランティア室、休憩室など、図書館サービスが円滑に行われるための事務・作業関係室を整備します。行き来しやすい職員の動線を確認し、働きやすい環境を整えることで、よりよい図書館サービスにつながります。

また、学校との連携で使用する資料の選定又は保管スペースなど、学校支援のためのスペース確保も考慮します。

⑤図書館家具・サイン（案内表示）

図書館家具やサインは、利用者が受ける図書館の印象に大きく影響を与えます。居心地のよい雰囲気を提供するためには、図書館家具・サインは重要な要素になります。

ア 書架

- ・書架は機能的で長期間の使用に対応できる耐久性をもち、安定性の高い書架を配置します。
- ・耐震性を考慮した書架とします。
- ・児童コーナーの書架は、子どもの身長にふさわしい高さを設定し、本の顔を見せる配架を工夫します。

イ サイン

- ・サインは建物の外観や内装等と調和のとれたものとし、色や大きさ、位置等に十分配慮し、誰にでもわかりやすく認識しやすいものにします。
- ・利用者が目的の場所（コーナー、資料）まで容易にたどり着けるよう誘導します。
- ・将来的な収蔵資料の変更にも柔軟に対応できるフレキシブルなものにします。

⑥ ICTに対応した施設整備

今日の図書館は、紙媒体資料とデジタル資料を併用して情報提供していますが、この動きは今後一層顕著になります。電子書籍やAV資料、基幹となる図書館システムなどに関する情報技術の進歩はめざましく、こうしたICT技術の進歩への対応は、図書館家具デザインや設備、効率的な運営に大きく影響を及ぼすため、これらの変化に柔軟に対応できる施設整備を目指します。

図書館システムは、効率的な維持管理とリスクへの対応を考慮し、クラウド型サーバー（インターネットを通じて、館外にあるサーバーで処理をするシステム形態）の導入を検討したうえ、技術革新に対応するため、5年を目途にシステムの更新を視野に入れ、見直しを行います。

郷土資料のデジタルアーカイブ（電子化し保存すること）についても、ICTを活用します。

⑦ 24時間受取ボックスと返却ポスト

開館時間内に来館できない利用者のため、閉館後でも返却できる返却ポストの設置はもちろんのこと、ロッカー型の24時間受取ボックスを設置して、事前に予約した本を受け取れる仕組みをつくります。

24時間受取ボックスの設置により、閉館後でも本を借りることができるほか、図書館内に立ち寄りなくとも本を借りることができるなど、利用者の時間的な自由度が拡大されます。

(3) 管理運営

① 管理運営方針

新図書館が生涯学習の中核を担う施設として広く市民に親しまれ、将来にわたり有効に利用されるために、安定したサービスの提供、市民の声が反映される運営体制、利用者目線での運営などを継続して行います。

ア 市民ニーズに対応した運営

利用者の図書館に対する要望は時代とともに変化します。基本図書の蔵書構成を磨いていくとともに、時代の先を見据え、利用者が求めるニーズを幅広く把握し、資料・情報を的確に収集・整理して、タイムリーに提供できるように努めるほか、日常的な利用者との対話を通じて、市民の提案や要求を図書館運営に反映させるよう努めます。

タブレット型端末などの電子書籍閲覧機器や自動貸出機、OPACなどの図書館で利用する機器類においても、使いやすい設備・環境に努め、利用の拡大を促

進めます。

これまで一度に5点までだった貸出冊数については、他の公立図書館同様に10点程度まで拡充します。

講演会や映画会、展示会といった集会・イベント活動にも取り組み、生涯学習施設としての機能を十分に発揮するほか、図書館の活動をより広く理解していただけるよう広報活動にも努めます。

イ 専門職員の育成

資料の収集・整理・保存、利用者への資料・情報提供サービス、資料の案内・紹介など、図書館の運営には職員の高度な専門性が必要となります。

また、図書館職員は本を扱うプロフェッショナルであり、配架という日々の業務にも、日常を感じさせる本・非日常へ導きだす本などを目利きできること、本との出会いをディスプレイできることなどの専門的な能力や感性が求められます。

質の高い図書館サービスを継続的に提供するため、計画的・継続的な職員研修と教育の実践により専門職員の育成を行い、職員の資質・能力の向上を図ります。

ウ 市民との協働

市民一人ひとりのもとより、ボランティアや各種団体との連携や協力関係を築きながら、市民に密着した運営を行います。

現在、さくらんぼ図書館でブックスタート、ブックトーク、読み聞かせ、本の整理や修理などのボランティア活動が行われていますが、新図書館でも、このような地域に根ざしたボランティア活動が活発に行われるよう支援し、図書館の活動を支援・協力してくれるボランティア団体、サークルなどが参加しやすい環境をつくりまします。

団体名	主な活動内容
つくしんぼの会	ブックスタート
ひこうき雲	読み聞かせ
ひがしねブックトークの会	ブックトーク
個人	宅配サービス、本の修理、配架、新聞整理、イベントの手伝い等

②開館時間と休館日

さくらんぼ図書館は、平成22年に指定管理者制度へ移行した際、平日の開館時間を午前9時30分から午後8時までに拡大し、サービスの拡充を行ってきました。

県内13市及び全国的な類似団体では午後7時までの開館時間が多い状況の中、本市では高水準のサービスを実施している状況にあると言えます。

新図書館では本格的な図書館整備を機に、更なる利便性の向上のため、開館時間の拡大が望まれるところではありますが、一方で夜遅くまでの開館による青少年健全育成への影響、周辺環境と利用者の安全性の確保、夜間開館の有効性など、配慮しなければならない課題もあります。これらを考慮の上、平日の開館時間については、これまでより30分拡大し、午前9時から午後8時までとします。

また、休館日については、これまで毎週月曜日、毎月末日の館内整理日（土日の場合は翌月第一月曜日）、1週間程度の特別整理期間及び年末年始期間であり、年間開館日数は約300日という状況です。（平成23年度の開館日数は296日）新図書館では、ICタグの導入による蔵書点検などの効率化が図られ、更なる市民サービスの向上を目指して、休館日を毎月2回程度、その他に特別整理期間及び年末年始期間とし、年間開館日数を330日程度まで拡大します。

（4）さくらんぼ図書館の利活用について

さくらんぼ図書館は、平成11年の開館以来、市民の身近な図書館として利用されてきました。

新図書館の開館に伴い、同じ機能をもつ図書館が近接して2館設置されることは効率的な図書館運営を行う面からも避けなければならないことから、さくらんぼ図書館の機能は基本的に新図書館へと移行し、さくらんぼ図書館は新図書館とは機能を分離した、駅にあることに特化した機能を担う方向で検討します。

一方、さくらんぼ図書館の閲覧席とさくらんぼタント館の学習コーナーは、多くの学生が自主学習のために利用している現状にあり、夏休みや試験前などには朝早くから利用者が訪れ、すぐに席が埋まってしまう状況にあります。新図書館が開館してからも、多くの学生などから相当数の需要が見込まれること、電車待ちの時間でも学習スペースを利用する学生等が多数見込まれること、また、社会人などの駅利用者が電車待ちの時間で新聞や雑誌、パソコンでの情報収集をする機能の維持が有効と考えられること、これらを考慮しながら、今後の利活用について検討を行います。

3. 美術館（市民ギャラリー）整備計画

（1）機能とサービス

①市民の芸術文化活動の発表の場

市民待望の市民ギャラリーを設置し、東の杜資料館などと機能を分担しながら、芸術活動の成果を多くの市民等に発表、紹介する場を提供します。

市民ギャラリーは、市民自らが利用しやすく使い勝手のよい施設を基本とし、

大小幾つかのニーズに合った大きさに区分できるギャラリー空間とすることで、市民の創作活動の発展に寄与することを目指します。

また、最近では若い世代を中心に、光や映像、音楽などを使った作品もあることから、デジタル作品なども含めたさまざまなジャンルの作品を発表・鑑賞できるようにすることにも配慮します。

②優れた芸術作品の鑑賞の場

東根市が所蔵している芸術作品を多くの市民に鑑賞してもらうため、特別展示室を整備して、作品の入れ替えを行いながら定期的に展示します。

また、市内の優れた芸術活動をアピールする場として広く発信していきます。

さらに、他の美術館や芸術家などとの連携により、年に数回、優れた芸術作品を展示し、市民に芸術鑑賞の機会を提供します。

こうした所蔵作品の展示や魅力ある企画展の開催により、多くの市民が鑑賞に訪れ、創造的な感性が養われることを目指します。

そのため、恒温恒湿を保つ専用の収蔵庫を整備し、良好な環境で作品を保管しながら展示を行います。

③市民の創作活動の場

美術館（市民ギャラリー）は、作品を発表・鑑賞する場であると同時に、市民自らが作品をつくり、市民の創作意欲を満たす活動の場であることが求められています。

このため、設備の整ったアトリエを設置し、親子で行う気軽な工作から趣味を活かした創作活動、専門的に取り組む芸術活動など、幅広い世代や用途に対応します。

また、さまざまなワークショップ（体験型の催し）や美術講座を開催し、アーティストとの交流などにより市民が芸術への理解を一層深め、美術館（市民ギャラリー）が発表・鑑賞の場にとどまらず、広がりをもつことを目指します。

④学校や公民館等とのネットワーク

美術館（市民ギャラリー）の整備を契機に、市内の小中学校や高校と連携して、カリキュラムと連動した学習プログラムや鑑賞機会を提供することなどが考えられ、小学生から高校生までの若い世代にとって、より美術が身近になり感性が磨かれることが期待されます。

また、市内の地域公民館では多彩な地域活動や生涯学習活動が行われていることから、地域公民館と連携した作品発表会や講座の開催など、地域社会に芸術が浸透する事業展開も進めていきます。

⑤若い世代が美術に親しみをもつきっかけづくり

最も多感な世代である中学生、高校生、大学生は、とかく美術から離れてしまいがちです。論理的な思考にも芸術的感性が必要という理論もあるなか、若い世代から美術に親しみをもってもらうためには、興味を抱く魅力ある企画や美術館（市民ギャラリー）に行ってみたいと思えるきっかけづくりを行い、若い世代が集う施設を目指します。

（２）主な施設と設備

①展示室

展示室は、市民ギャラリーと特別展示室で構成します。作品展示にふさわしい空調設備や照明設備、防火設備、防犯設備などを整えます。

作品に与える影響を考慮し、遮光性に配慮します。

ア 市民ギャラリー

- ・市民ギャラリーの大きさは、約400㎡を想定します。
- ・市民ギャラリーでは、市民自らが作品を発表する場として、利用者が主体的に展示や撤去作業をするうえで作業がしやすく使い勝手のよいスペースとすることを第一としたうえ、他の美術館や芸術家などから美術品を借り受けて開催する企画展のスペースとしても使用します。
- ・大規模な展覧会から小規模な個展等まで、さまざまな展示ニーズに対応するため、可動式展示パネルを多く用いて展示室を4部屋程度にフレキシブルに分割して利用できるようにします。
- ・分割された展示室内においても、可動式展示パネルによりさまざまな展示パターンに対応できるつくりとします。
- ・光や映像、音楽等を利用した作品の展示にも対応した設備を備えます。
- ・200人程度のギャラリートークや図書館事業などにも使用します。
- ・天井高は、3.3m以上を確保します。ただし、天井から映像を投影したり、さらに高さを必要とする展示に対応できるよう、一部分は4.4m以上を確保します。

イ 特別展示室

- ・特別展示室の大きさは、約200㎡を想定します。
- ・特別展示室では、市が所蔵する芸術作品の展示や、他の美術館や芸術家などとの連携により優れた芸術作品を展示するスペースとします。
- ・展示作品が多い企画展開催時には、市民ギャラリースペースと合わせて一体で利

用できるように、配置や動線を考慮したうえ、可動式展示パネルを設けてさまざまな展示パターンに対応できるつくりとします。

- ・天井高は、3.3 m以上を確保します。

(参考) 近隣の美術館の規模		
美術館名	施設延床面積 (㎡)	展示室スペース面積 (㎡)
鶴岡アートフォーラム	4,143	883
酒田市美術館	2,983	636
天童市美術館	1,940	499
米沢市新文化施設(基本設計)	(1F床面積) 1,726	約700

② 収蔵庫

- ・収蔵品の保管や、他の美術館等からの借用に対応できるよう、恒温恒湿に管理できる空調設備、防火設備及び防犯設備を整えた収蔵庫を整備します。
- ・大きさは将来を見越した広さが必要となります。床面積約100㎡のスペースに2層の収納設備を想定します。
- ・搬入車両室から収蔵庫、収蔵庫から展示スペースへの動線も利用しやすいよう考慮します。
- ・収蔵品保護のため、前室を設置します。
- ・気密性や防火・防犯を考慮して、収蔵庫及び前室は鉄筋コンクリート造とします。

③ アトリエ

- ・親子工作や創作イベント、ワークショップ、美術講座などが開催できるアトリエを設置します。
- ・床や壁、机、椅子などは、創作活動により汚れやすいことを考慮したつくりで整備します。
- ・アトリエには、用具庫と洗い場を設置します。

④ バックヤード

- ・美術館（市民ギャラリー）の運営に必要な搬入車両室、荷捌き室、備品庫などを設置します。

⑤ 利用者控室

- ・展示室利用者のため、展示室の近くに利用者控室を設置します。
- ・近くに給湯室を設置します。

(3) 管理運営

①管理運営体制

美術館（市民ギャラリー）においては、所蔵作品展・企画展の開催、市民のニーズに応じたギャラリー運営など、運営に関しては経験とノウハウが必要になります。安定した運営を確保するため、専門知識のある学芸員を配置して対応します。

ア 展覧会事業の充実

所蔵作品展の開催のほか、年に数回、魅力ある企画展を開催することや、工夫を凝らした展示内容にすることなど、市民が楽しめる新鮮な事業を展開します。

そのため、企画力に長けた学芸員を配置して幅広い事業展開を行います。

また、市民ギャラリーでは、グループ展や個展など市民が創作したさまざまな作品等の発表の場を提供し、市民の芸術文化活動が盛んになるよう支援します。

イ 市民向けの多彩な企画の展開

アトリエでは、ワークショップや美術講座などの開催が可能となり、子どもや親子、中高生を対象としたさまざまな企画など、利用者のニーズにあわせた事業展開を図ります。

これまで美術に親しみが少なかった市民も、多彩な事業展開によって美術をより身近なものに感じ、子どもから高齢者まで多くの市民が利用する美術館（市民ギャラリー）として、その魅力が高まります。

また、東北芸術工科大学がユニークな芸術活動を各地で展開し好評を得ています。魅力ある事業の展開を期待し、東北芸術工科大学との連携を検討します。

②利用時間と休館日

美術館（市民ギャラリー）の開館時間については、他市美術館の開館時間を参考に、午前9時から午後6時までを想定しますが、企画展や市民ギャラリーでの催事の際には、特定の曜日や日にちによって開館時間を延長し、仕事帰りの方も鑑賞できるような柔軟な対応を行います。

ただし、アトリエについては夜間までの講座を考慮し、午後9時30分までの利用時間を想定します。

休館日の設定では、複合施設であることから、図書館と市民活動支援センターの機能を考慮して設定します。

(参考) 他市美術館の開館時間	
美術館名	開館時間
鶴岡アートフォーラム	9:30 ~ 19:00 (ギャラリー以外は21:30まで)
酒田市美術館	9:00 ~ 17:00
天童市美術館	9:30 ~ 18:00
村山市真下慶治記念美術館	9:00 ~ 17:00

③市民との協働（市民参加、ボランティア活動）

美術館（市民ギャラリー）が広く市民に親しまれ、長く利用され続けるためには、運営に市民の声が反映される必要があります。このため、運営に市芸術文化協議会や各種団体、個人の意見を反映させるための体制をつくり、市民や団体の声を企画運営に反映させながら事業の充実と向上を図ります。

また、各種活動団体や個人がワークショップや美術講座、施設運営などをサポートすることで、より市民参加型の運営が期待できることから、こうしたボランティア活動が積極的に行われるよう支援していきます。

④使用料金

施設を使用する際の使用料金の設定については、他市の事例を参考にしつつ、市内公共施設の使用料金との均衡性を考慮しながら、利用しやすい料金設定を検討します。

（４）東の杜資料館について

東の杜資料館は、平成 31 年に予定されているリニューアルオープンに向けて、茶道や華道の展示などを中心とした東根独自の伝統芸能や伝統文化などを保存継承することを主な機能として、詳細は今後検討を行う予定です。

併せて、美術館（市民ギャラリー）との関わり方や、連携の仕方などについても検討し、それぞれの施設の魅力を引き立てあうような活用を行うこととする予定です。

4. 市民活動支援センター整備計画

（１）機能とサービス

図書館、美術館（市民ギャラリー）の整備に伴い、芸術活動団体やボランティア団体、NPO法人などの活動がより活発に行われるようになることから、市民活動支援センターを併設し、ホームページの開設により公益的な活動を行う団体

の情報発信をサポートすることを主な機能として、情報ラウンジを使った情報交換の場や団体同士の交流の場を提供し、団体活動を支援していきます。

また、活動団体などがミーティングや諸活動などに使用できる講座室や、チラシや資料作成などができる機器類と作業スペースを整備し、各団体の活動をサポートします。

講座室は、図書館と美術館（市民ギャラリー）の事業でも活用することで、公益文化施設全体が有機的に機能することを促進します。

（２）主な施設と設備

①情報ステーション

市民活動団体やボランティア団体がそれぞれ単体では作成・管理が難しいホームページによる情報発信を支援するため、市民活動支援センターのホームページを立ち上げ、各団体の概要や活動内容などを紹介します。

市内県内にとどまらず、広く全国に発信し、団体の情報発信機能をサポートします。

②情報ラウンジ

情報ラウンジには、机と椅子を配置し、簡単な打ち合わせや談話が可能なスペースとします。各団体の情報交換・団体交流が活発に行われるよう下記の機能を整備します。

- ・ **市民活動情報コーナー**

登録団体情報のファイル棚を設置し、団体情報を収集・提供します。

- ・ **情報掲示板**

チラシなどの市民活動団体が発信する情報を掲示します。

- ・ **貸しロッカー**

用紙や文具、書類など登録団体が情報発信や活動などに必要な物品を収納、保管できるロッカーを設置します。

- ・ **メールボックス**

登録団体が他の団体からチラシなどを受け取ることができるメールボックスを設置します。

③プリント工房

印刷機、紙折り機、作業台などを設置し、登録した団体がチラシやパンフレット、資料などを作成するための機器類及び作業スペースを提供します。

④講座室

各団体が各種講座を開催したり、自らの研修会やミーティングなどに使用できる講座室を設置します。

(3) 管理運営

市民活動支援センターの管理及び運営は、美術館（市民ギャラリー）の運営と一体的に行うことが効果的で、芸術活動団体やボランティア団体、NPO法人のほか、公益的な活動を行う各種団体の活動がより活発になるよう支援します。

利用時間は、アトリエと同じく、午前9時から午後9時30分までを想定します。

5. 附帯施設の整備計画

(1) 屋外スペース

屋外スペースは、図書館、美術館（市民ギャラリー）への利用者の導入を考える上で重要なポイントになります。両施設が屋内だけでの事業展開にとどまらず、屋外も活用して多彩な事業を展開することが見込まれるため、両施設が有機的に活用できる屋外スペースを配置します。

屋外スペースの確保により、利用者の回遊性が高められ、利用者同士の交流や、市民が集う場として魅力ある空間づくりが期待できます。

(2) 駐車場・駐輪場

山形県における大人の移動手段の多くが自家用車であり、常に満車の駐車場では施設への足が遠のき、利用状況に大きく影響を与えます。利用者が駐車場の心配をせずに、安心して来館できるよう余裕をもった駐車台数を確保するほか、冬期間の駐車場は雪押し場のスペースに取られ、駐車可能台数が大幅に減少することも考慮し、約150台分の駐車場を整備します。

また、体が不自由な方のための駐車スペースは、施設入口付近に設け、利便性と安全性に配慮します。

新図書館整備における基本方針の一つに「子どもが集い、青少年にも魅力ある図書館」と定め、中高生の利用者の増加を期待しているほか、隣接して中高一貫校が整備され、自転車での来館者が多く見込まれることから、約100台分の駐輪場を整備します。

(3) カフェ

公益文化施設にあるカフェは、施設全体の魅力を引き立たせます。

特に若い世代に人気のある魅力的なデザイン空間を備えたカフェは、それ自体

が高い集客力をもち、カフェの存在によって人が集い、まちが賑わい、交流が生まれ、さらに図書館、美術館（市民ギャラリー）へのつながりが生まれます。

カフェは、独立採算制により、誘致を含めて民間活力を導入して整備しますが、施設や公園に来た人だけでなく、カフェ利用のためだけでも行きたいと思える魅力あるカフェの設置を目指します。

6. 都市公園等の整備計画

約7,300㎡の都市公園を含むこの空間全体を、学び・憩いの空間として公益文化施設と一体的に整備し、街並みに調和した景観の創出を目指します。

駐車場・駐輪場や緑地などの公益文化施設の外構整備においても、都市公園との一体感を重視し、2.2haの敷地全体が都市公園にも見えるような、潤いのある空間を目指します。

学び・憩いの空間のイメージどおり、図書館から借りた本を木陰で静かに読書できるような、静かで落ち着いた空間となる都市公園を整備し、中心市街地にあってもゆったりとくつろげる緑あふれる空間とします。

7. 施設整備に関する基本的な考え方

(1) まちの景観に調和したデザインの採用

公益文化施設の計画地は、さくらんぼ東根駅から続くメインストリート沿いにあり、新しい東根の中心市街地の一角をなしていますが、周囲を山々で囲まれ、東に奥羽山脈、西に月山・葉山を望む風光明媚な場所となっています。

計画地一帯は、北側に市役所庁舎や子育て支援の拠点施設であるさくらんぼタレントクルセンターがあり、平成28年4月には北側に隣接して県立東根中高一貫校（仮称）が整備され、一群が市民の生活、文化、教養のゾーンに形成されていきます。

このゾーンの中にあって、公益文化施設は、芸術文化活動の拠点となり、市民のシンボリックな施設となることから、ゾーン全体をデザインしながらランドマークとなるような存在感のある建物デザインを目指します。

(2) バリアフリー・ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、妊婦、子ども等を含むすべての人が、親しみをもって利用しやすい施設づくりを目指します。必要な個所への手すりの設置や段差の解消等の物理的なバリアフリー化はもちろんのこと、書架やサインのデザイン、内装材、家具デザインなどにおいても、利用者にわかりやすく心理的な圧迫感を与えない

ように配慮した空間構成とします。

施設におけるサイン計画は、建物のみならず、公園や外構においても誰にでもわかりやすく認識しやすいものとします。

多目的トイレは、車いす用の方が安心して利用できることはもちろんのこと、オストメイト対応の設備（人工肛門・人工膀胱の方のための設備）にも配慮します。

（３）耐震性の確保と災害時の対応

建物全体の耐震性は、建築基準法の耐震性能を確保することで対応できますが、図書館内では書架の転倒防止、書籍の転落による避難通路の阻害防止などが重要になるほか、美術館（市民ギャラリー）では可動式展示パネルの転倒防止、展示室や収蔵庫内の美術品転落防止などが重要となります。

地震以外の災害時にもスムーズに移動できるよう、安全な避難通路の確保、わかりやすい避難経路のサイン、障がい者にも非常時であることを知らせる警報設備などに配慮します。

（４）環境への配慮、省資源・省エネルギーへの対応

地球環境問題により、公共施設の整備は環境への配慮が必須条件となっています。建物の長期使用、ライフサイクルコスト（事業期間すべてに渡る費用）とCO2の削減、低炭素社会への対応や自然エネルギーの活用など、高耐久・省エネルギーの環境にやさしい施設整備を目指します。

（５）雪に配慮した施設づくり

利用者が快適に施設を利用するため、あるいは施設を良好な状態で維持管理するためには、冬期間の低温・降雪に十分配慮し、寒冷地ならではの厳しい冬期環境に対応する施設や設備となるよう設計段階から考慮する必要があります。

積雪や凍結に対する万全の対策を期し、建物のみならず周囲の安全面にも留意します。

8. 各施設の連携

（１）図書館・美術館（市民ギャラリー）の連携

公益文化施設では、美術館での企画展に合わせた音楽会の開催や図書館での関連図書の特集など、複数の機能をもつ公益文化施設が一体となった事業展開が考えられます。複合施設である特性を活かした連携が行われることで、賑わいと交流を創出することができます。

図書館、美術館（市民ギャラリー）それぞれの利用者がお互いの文化に触れ、相乗効果・波及効果により両機能が互いに発展しあえるよう連携を図ります。

（２）学校との連携

将来の東根を担う子どもたちが、図書館、美術館（市民ギャラリー）を活用して教養を深め、感性を養うことができるよう、市内の小中学校と連携し、交流を深めていきます。

また、敷地北側に隣接し整備される県立東根中高一貫校（仮称）は、「高い志」「創造的知性」「豊かな人間性」の基本理念を掲げ、平成 28 年 4 月に開校予定です。互いが隣接していることから、資料や施設を利用した授業で活用したり、生徒が公益文化施設の芸術文化活動の振興に関わったりするなどの連携を検討します。

9. 事業実施の手法とスケジュール

（１）事業実施の手法

公益文化施設は、利用者や職員の使いやすさを考慮した機能性、市のシンボリック施設にふさわしい優れたデザイン性、維持管理運営面での効率性等を備えるとともに、めまぐるしく進化する情報化への対応など、新たなサービスを提供できる施設であることが求められることから、事業を実施するにあたっては、これらに高い技術的能力及び経営能力を有した民間活力を導入し、事業を実施します。

民間活力の導入にあたっては、運営・維持管理を担う事業者が、設計段階から参画でき、効果的な運営・維持管理が期待できる P F I 手法を念頭に置き、事業を進めます。

なお、図書館における資料収集方針の策定や選書の決定、美術館（市民ギャラリー）における事業の決定などのほか、施設の基本的な運営方針や市民との関わりなど、図書館の根幹を成す業務については、市が役割を担います。

（２）スケジュール

開館までのスケジュールは下記のとおりです。

平成 24 年度 P F I 導入可能性調査

平成 25 年度 事業者選定手続き

平成 26 年度 事業契約、基本設計、実施設計

平成 27 年～28 年 10 月 建設

平成 28 年 11 月 開館

